

平成21年度

原子力発電所所在市町村の  
安全確保と地域振興に関する要望書

全国原子力発電所所在市町村協議会

## 原子力発電所所在市町村の 安全確保と地域振興に関する要望書

原子力発電は、地球温暖化対策及びエネルギー安定供給の両面に貢献するものであり、その重要性から、「原子力発電推進強化策」をまとめ、国が前面に立って進めるという強い意志を示した姿勢は評価するところである。

しかしながら、原子力政策の原点は理解と信頼であり、特に立地地域が目線に立って、足元を固めながら進めなければならない。

既設炉の高度利用に関しても、我々地元住民にとって立地時には説明されなかった「これまでとは異なる新しい使われ方」であり、まだ、地元住民が受け入れる土壌が十分とは言い難い状況である。

まずは、今ある原子力発電所が安全安定運転の実績を積み重ねて地元住民や国民の信頼を醸成し、電源三法交付金制度の柔軟化といった高度利用を図るなど、これまで努力している立地地域が自信を持って取り組める環境を構築していくことが必須である。

「世界で一番安全、安心な原子力立国」の実現のために、国においては次の項目に関し早期実現されるよう、総会の総意に基づき要望する。

平成21年 8 月 7 日

全国原子力発電所所在市町村協議会  
会 長 敦賀市長 河 瀬 一 治

# 重点項目

## 【原子力政策について】

原子力政策の推進には、理解と信頼が不可欠である。国民生活に直接関わる政策の推進には、国自らの主体的な展開が基本である。国は、安全・安心を第一義に、今こそ、立地市町村に視点を置き、「立地あつての政策」を名実ともに実践することを強く求める。

## 【安全確保策について】

原子力発電所は安全・安心確保が原点である。何よりも安全安定運転の実績の積上げこそが、「原子力立国」実現の原動力であり、地域住民の安心・信頼の礎である。国・事業者は、更なる安全活動の実践に全力で取り組むことを強く求める。

## 【地域振興策について】

原子力発電所と立地市町村との共存共栄には、地域振興が必須である。地域の特性や努力が十分に考慮された施策こそ、地域住民の更なる理解と信頼に繋がるものである。国は、政策の現場である立地市町村に軸足をおいた地域振興策を実践することを強く求める。

# 具体的要望事項

## 【原子力政策について】

### (1) 原子力政策の推進

- ①原子力政策について、「世界で一番安全安心な原子力立国」を目指し、国民の理解と信頼のもとに、国自らが率先して進めること。
- ②原子力政策の現場で苦慮する立地市町村の実情について、国は十分認識し重視すること。
- ③既設炉の有効活用について、地域住民の理解が必須であることを認識すること。

### (2) 核燃料サイクル政策の促進

- ①敷地外における中間貯蔵施設について、国及び事業者はより積極的に対応し、早期に具体化すること。
- ②プルサーマル計画の必要性和安全性について、国及び事業者は地域に対する説明責任を確実に果たすこと。
- ③核燃料サイクルの完結に不可欠な高レベル放射性廃棄物の処理処分対策の早期具体化について、国自らが率先して対応すること。

### (3) 原子力政策の国民的合意形成

- ①原子力政策の重要性・必要性について、国が主体となって国民の視点に立った広聴・広報活動を行い、国民とのコミュニケーションを実現すること。
- ②原子力を含むエネルギー教育について、義務教育段階から充実させ、原子力の理解促進を図ること。

### (4) 立地市町村における原子力広報

立地市町村が熟慮しながら行っている原子力広報について、国は現場の実情を十分に認識し、全面的に支援すること。

### (5) エネルギー対策特別会計

- ①電源開発促進税の一般会計への直入について、電力安定供給の基盤を強固にするため、立法趣旨に反する制度を見直すこと。
- ②電力安定供給の重要性に鑑み、立地地域の大規模災害時においては本制度の活用を図り、復旧・復興ならびに持続的な地域振興に資すること。

# 【安全確保策について】

## （１）耐震安全性の確保

- ①地震対策について、現実に想定を超えて発生したことを踏まえ、地域住民が安心できるよう最大限の対応を講じること。
- ②既設炉の耐震安全性評価及び国の妥当性の確認について、早期に実施し、審議過程も含めて、その結果を地域住民に分かりやすく説明すること。
- ③中越沖地震で得られた知見等について、速やかに全ての発電所に反映し、万全なる地震対策を早急に実施すること。
- ④地震等大規模自然災害に伴う異常事象への対応について、訓練等を通じ迅速かつ的確に対処する能力の向上を図ること。

## （２）安全確保策の充実強化

- ①発電所の品質保証や保守管理、労働安全について、充実強化を図るなど、安全最優先の運営管理を徹底すること。
- ②新たな検査制度について、国及び事業者は何が変わりどのように安全性が向上するのか、継続的に地域住民に分かりやすく説明し、対応する技術力の向上に努めること。
- ③定期検査について、新たな制度においても些かも安全性が低下することがあってはならず、万全の検査を行い安全性向上の実績を示すこと。
- ④原子力安全文化について、基本的な安全意識を定着させ、常に安全を問い直す組織風土を創ること。
- ⑤安全に係る情報について、関係者間で透明性を高めて、迅速・的確に情報共有を図り、事故トラブル等の低減に取り組むこと。
- ⑥人材の確保について、安全確保を担保する現場技術者を重視する環境づくりを行い、プラントを熟知し設備の声を聞ける技術者の育成を行うこと。

### (3) 地域住民への情報伝達の実施

- ①原子力安全地域広報官について、早期に全ての立地地域に専任の広報官を配置し、地域住民の安心醸成につながる活動を行うこと。
- ②地域住民への情報伝達について、事故・トラブル発生時に国が直接、迅速・的確に行うこと。
- ③国民への情報伝達について、知りたい情報を必要な時に迅速・的確に発信し、風評被害発生防止に努めること。

### (4) 高経年化炉への対策

- ①高経年化炉について、計画的な保全活動を確実にを行い、安全確保に万全を期すこと。
- ②高経年化対策の取組み状況について、地域住民の不安を招かないよう納得いく説明を行い、理解促進を図ること。

### (5) 原子力防災対策の実効性向上

- ①防災体制の強化について、関係機関との協議や連携のみを重視することなく、住民対策の充実に重点を置くこと。
- ②地域住民の避難に不可欠な道路、施設、情報伝達システム等について、現場の状況を把握し、早期に整備すること。
- ③立地市町村の防災体制強化について、緊急時安全対策交付金を、道県のみでなく市町村も交付対象とするなど、新たな交付金制度を早急に創設すること。

### (6) テロ行為の対策

- ①有事の対処措置について、地域住民が取るべき行動を具体的に示し広報すること。
- ②有事に備えた原子力発電所の防護対策について、継続的に行うこと。

### (7) 廃炉対策の早期確立

- ①廃炉技術等について、安全確保を第一に早期に確立すること。
- ②放射性廃棄物のクリアランス制度について、国が主体となって地域住民や国民に対する理解活動を積極的に行うこと。
- ③極低レベル放射性廃棄物の処分先について、早期に確保すること。

## 【地域振興策について】

### (1) 市町村を重視した電源三法交付金制度の柔軟な運用

- ① 交付金制度について、地域の実情に応じた柔軟な運用を行い、交付金事務を簡素化すること。
- ② 交付対象期間について、運転終了まででなく、立地市町村が対応を余儀なくされる施設解体撤去時まで延長すること。
- ③ 核燃料サイクル交付金について、プルサーマル受入れに係る対象期限を延長し、立地市町村に対する配分を交付規則に明記すること。
- ④ 原子力発電施設立地地域共生交付金について、立地市町村に対する配分を交付規則に明記すること。
- ⑤ 長期発展対策交付金と電力移出県等交付金について、以前の見なし制度に戻すこと。
- ⑥ 原子力発電施設等周辺地域交付金の電気料金について、半額以上の大幅な割引を行うこと。
- ⑦ 広報・安全等対策交付金について、国に代わり、政策の現場で深慮しながら原子力広報に努力している立地市町村の現状に鑑み、十分な予算を確保すること。

### (2) 原子力発電施設に係る固定資産税の改善

- ① 税制上の耐用年数について、当初の想定以上に運転している現状を直視し、実態に即した年数に延長すること。
- ② 課税期間について、立地市町村の対応が不可欠な施設解体撤去時まで延長すること。
- ③ 市町村固有の税である固定資産税（大規模償却資産）について、頭打ち制度を撤廃すること。
- ④ 地方交付税の基準財政収入額への算入基準について、原子力発電施設を特例とすること。

### (3) 核燃料税の市町村への配分

- ① 核燃料税について、市町村配分を明記したガイドラインを示し、道県を指導すること。
- ② 道県においては、積極的に立地市町村への配分を行うこと。

**(4) 使用済核燃料税(法定外税)に対する支援**

使用済燃料の敷地内一時貯蔵の現状を踏まえ課税する使用済核燃料税について、国・道県及び事業者はその課税の趣旨を理解し支援すること。

**(5) 「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」の充実・強化**

- ①原子力の重要性・必要性を踏まえ、特措法の期限を延長し、併せて必要な財源を確保すること。
- ②対象事業の拡大、補助率の嵩上げなど特例措置を充実すること。
- ③関係省庁が一体となった取組み体制を強化し、防災機能の確保及び地域振興を実感できる法の運用を行うこと。

**(6) 立地地域との共生**

- ①高経年化炉や廃炉に係る地域振興策の確立について、立地市町村を対象に新たな交付金制度を創設すること。
- ②地域共生策について、原子力関連技術による地元企業育成等、地域特性を活かし積極的に推進すること。



